

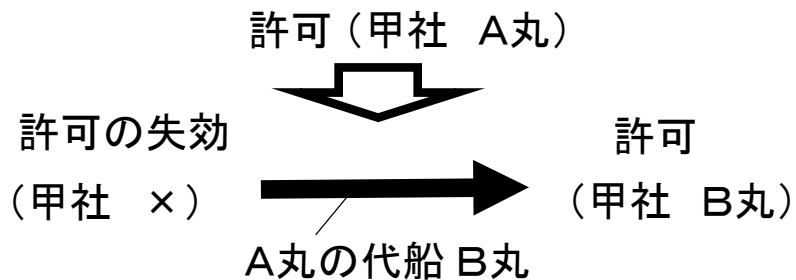
# 指定漁業の承継

- 許可期間中であっても、従前の許可の内容と同一の申請内容であれば、新規参入希望者は許可船舶の使用権を取得することにより、参入が可能。

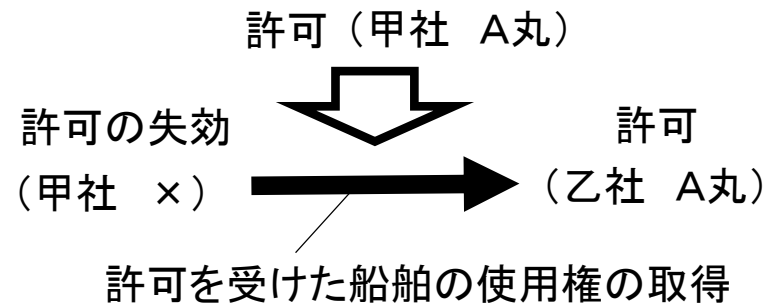
## ○許可期間中の許可

公示に基づく許可の他に許可の有効期間中の許可として、従前の許可の内容と同一の申請内容であるときに限り、以下の2つが認められている。

### 許可船舶の使用廃止、沈没などによる代船許可



### 許可船舶の使用権を別の者が取得してする承継許可



# 特定大臣許可漁業・法定知事許可漁業・知事許可漁業

- 指定漁業の要件を満たさないまでも、水産動植物の保護培養及び漁業調整のために国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業を規定。(特定大臣許可漁業)
- 指定漁業等の他に、資源の保護上あるいは県間をまたがる漁業調整の観点から、漁業法において、都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業を規定。(法定知事許可漁業)
- 都道府県知事は、法定知事許可漁業の他、漁業法及び水産資源保護法に基づき、漁業調整規則を制定し、知事の許可を受けなければ営めない漁業を規定。(知事許可漁業)
- 基本的なスキームは指定漁業に準じている。

## ○特定大臣許可漁業

- 漁業法及び水産資源保護法に基づく「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」により、農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業を規定。
- 許可期間中の許可等については、指定漁業とおおむね同様。

### <特定大臣許可漁業の概要>

	許可隻数
①ずわいがに漁業(10~120トン)	14
②東シナ海等かじき等流し網漁業(10~200トン)	5
③東シナ海はえ縄漁業(10~20トン)	58
④大西洋等はえ縄等漁業(230~500トン)	2
⑤太平洋底刺し網等漁業(10~500トン)	12

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模

注2: 許可隻数は、2017年1月現在

## ○法定知事許可漁業

- 資源の保護上あるいは県間をまたがる漁業調整の観点から、漁獲能力の管理を都道府県知事の裁量だけに委ねることが適当ではない漁業について、漁業法で都道府県知事の許可を受けなければ営めないと規定。
- 都道府県知事が許可できる船舶の隻数、合計総トン数等を農林水産大臣が定めて漁獲能力の総枠の管理を実施。
- 各地の状況を反映し、都道府県知事が漁業調整規則により所要の規制を実施。

### <法定知事許可漁業の概要>

	隻数の最高限度 (全国合計)
①中型まき網漁業(5トン以上40トン未満)	496
②小型機船底びき網漁業(15トン未満)	21,746
③瀬戸内海機船船びき網漁業(5トン以上40トン未満)	878
④小型さけ・ます流し網漁業(30トン未満)	3

注1: 括弧内は、漁船トン数の規制

注2: 隻数の最高限度は、小型さけ・ます流し網漁業については、1991年2月1日付け告示、その他の漁業については、2014年6月16日付け告示による。

## ○知事許可漁業

- 漁業法及び水産資源保護法に基づき、都道府県知事が漁業調整規則において、その漁業を営むためには知事の許可を受けると規定している漁業。  
(小型まき網漁業、機船船びき網漁業、刺し網漁業 等)
- 各地の状況を反映し、都道府県知事が漁業調整規則により所要の規制を実施。

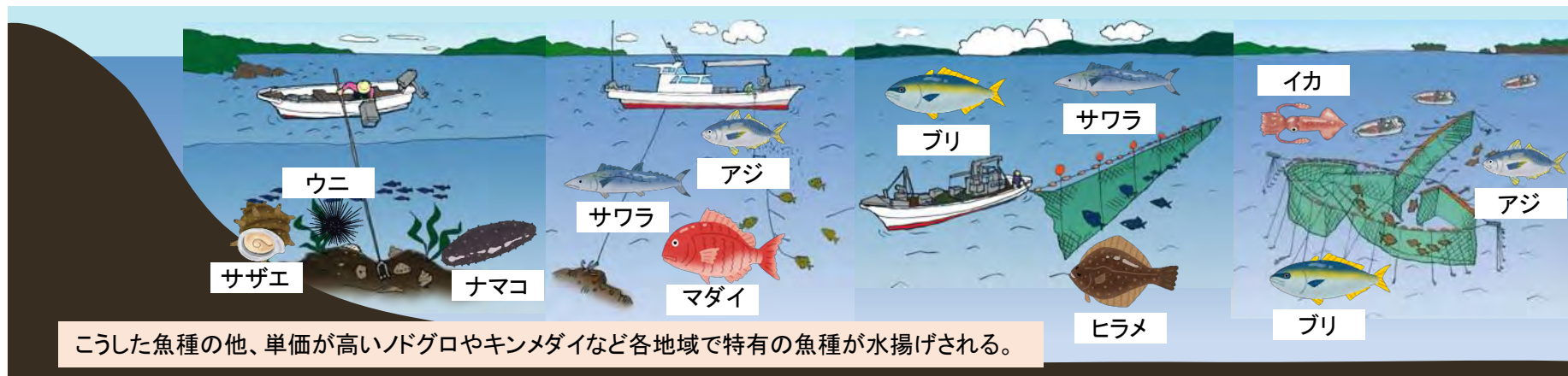
# 沿岸漁業、養殖業 (漁業権免許制度)

---

# 沿岸漁業の魚種・操業状況

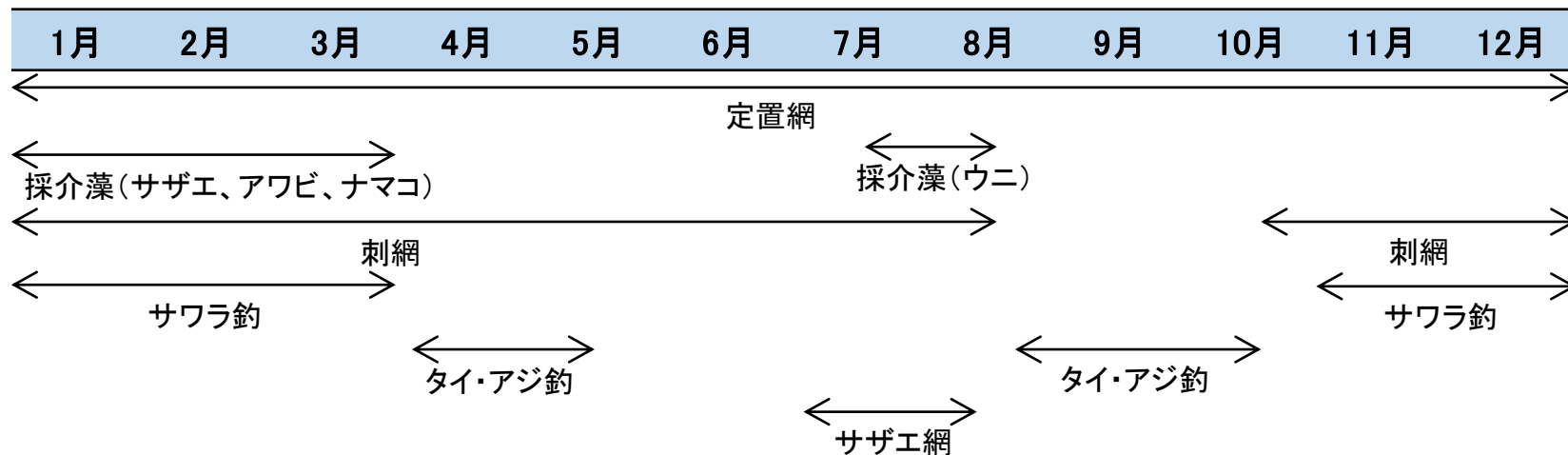
- 沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量だが単価の高い魚種も含め、多様な魚種が水揚げ。
- ウニ、アワビ等の磯根資源についても、大きさや操業期間を制限するなどして持続的に利用。
- 沿岸漁業者は、複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的。

## 沿岸漁業の魚種



出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.ryoushi.jp/>>を元に水産庁編集

## 沿岸漁業の操業状況(島根県のAさんの事例)



# 漁業権の概要

- 「漁業権」とは、漁業法第10条に基づき、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利。
  - ①共同漁業権(採貝採藻など)、②区画漁業権(真珠養殖や、特定区画漁業権に基づき営まれる藻類養殖や魚類小割式養殖など)及び③定置漁業権(大型定置など)の3種類に大別。
- 漁業権の主な特徴は、
  - (1)知事により免許(存続期間あり)【自治事務】
  - (2)みなし物権【物権的請求権(妨害排除、妨害予防)が可能】
    - ※ 漁「場」ではなく、漁「業」の排他的独占権。免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの(漁業権侵害)でない限り、同じ漁場内で、他の活動を行うことは可能。
  - (3)譲渡が制限されており、貸付けも禁止

## <漁業権の概要>

### ■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利。



### ■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

- ・魚類養殖など、一定の区域において養殖業を営む権利。

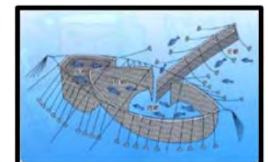


#### ■ 特定区画漁業権

- ・藻類養殖や魚類小割式養殖など5種類の養殖を営む権利。(必要な資本が少なく多数の漁業者が参入しやすい等の理由から、組合管理として地元漁協に優先的に免許)

### ■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・大型定置(身網の設置水深が原則27m以上の定置)等を営む権利。
  - ※ 小型定置は、共同漁業権に位置付け。



## (参考) 関係条文

### < 漁業法(昭和24年法律第267号) >

#### (漁業の免許)

第十条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

#### (漁業権の存続期間)

第二十一条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、真珠養殖業を内容とする区画漁業権、第六条第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業を内容とする区画漁業権(特定区画漁業権及び真珠養殖業を内容とする区画漁業権を除く。)又は共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

#### (漁業権の性質)

第二十三条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

#### (漁業権の移転の制限)

第二十六条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第二十七条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

#### (貸付けの禁止)

第二十九条 漁業権は、貸付けの目的となることができない。

### < 民法(明治29年法律第89号) >

#### (占有保持の訴え)

第九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

#### (占有保全の訴え)

第九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。